

令和6年

8月農業委員会総会議事録

■日 時	2024年（令和6年） 8月9日（金） 14：30～15：10	反 訳：西 都 速 記 株 式 会 社
■場 所	和泉市役所 コミュニティセンター4階 中集会室	
■出席者 (敬称略) (議席順)	[農業委員] 計（12名） 1 西川 文三 2 井阪 武範 3 飯村 りか 5 紀之定清五郎 6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 11 福本 敏行 12 仲野 充 13 森 忠清 14 岡田 如弘 [欠席委員] 計（2名） 3 西辻 達佳 10 辻林 孝幸 [事務局] 計（4名） 藤原美津子 仲野 文三 岸田 忠仁 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 事業計画変更申請の承認について 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第5号 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について 議案第6号 生産緑地事業計画の決定について 議案第7号 農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事 務 局	それでは、ただいまから令和6年8月の農業委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。
友 田 会 長	皆さんこんにちは。お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。 （会長挨拶） それでは、農業委員会総会を開催いたします。
事 務 局	では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日の委員会に出席されております委員は12名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は3番西辻委員、10番辻林委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。
友 田 会 長	それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。 本日の議事録署名人は、7番井坂常典委員さん、8番友田吉春委員さん、御両名にお願いいたします。 （両委員の承諾あり） 続きまして、議案書1ページをお願いいたします。

事 務 局	8月委員会議事日程、議案第1号から議案第7号、報告第1号となっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第1号、1番、大野町の物件につきまして事務局から説明願います。 事務局の岸田でございます。
友 田 会 長	議案書3ページ、1番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、大野町で、地目は、畑4筆、面積は合わせて954㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から200m、徒歩5分の距離に位置しております。 譲受人は、耕運機及び噴霧器などを保有しており、農業従事予定日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「タヌキ、イノシシ、アライグマの害獣・害虫対策は、周辺の農家と共同して行っていきます。農薬は散布しても人体に影響しないものを使います。」とのことです。 続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地が農地であることを確認し、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
事 務 局	説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、ありがとうございます。 議案第1号、1番については異議なしということで、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第1号、2番、春木町の物件につきまして事務局から説明願います。
友 田 会 長	議案書3ページ、2番についてですが、令和6年8月6日に代理人から「契約事由により延期が必要となったため申請を取り下げたい」との申出がありましたので、本議案から取下げとなったことを御報告させていただきます。 以上です。 事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、所有者から申請の取下げの申出が代理人を通じてあったことから、議案第1号、2番については申請を取り下げるということで、異議、意見は

事務局	ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしということで、議案第1号、2番については取り下げることに決定いたします。 続きまして、議案第1号、3番、仏並町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書3ページ、3番について説明させていただきます。 許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、畑6筆、面積は合わせて4,788㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から約5.9km、車で約1時間の距離に位置しております。 譲受人は、トラクターや管理機などを保有しており、農業従事予定日数は60日から240日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されているほか、現在、岸和田市内でも耕作を行っているため、岸和田市農業委員会が発行した耕作証明書が添付されております。 また、周辺地域との関係については、「小川西土地改良区と協力し、周辺農地に支障がないよう努めます。」とのことです。 なお、譲受人は、売上高の過半を農業で上げている株式会社であり、議決権の過半を農業関係者が占め、役員の過半が農業に常時従事する構成員になっているため、農地所有適格法人としての要件を満たしていると考えられます。 続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地が農地であることを確認し、譲渡人と譲受人に意思確認をいたしました。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 (異議なしの声) ありがとうございます。 異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。
事務局	この件、適格法人で今言うたわな。これ、何かパンフレットか何かないん。 パンフレットはないんですけども、農水省が出してる概要とか、分かりやすいものはございますので、またそちらのほうお渡しさせていただきます。
友田会長 事務局 友田会長	みんなにな、こういうときは配ってないと。 分かりました。 適格法人というのはなかなかないからな。また、そういう案内はまたさせていただ

事務局	きます。 議案書４ページをお願いいたします。 議案第２号、農地法第５条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、賃借権設定１件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。 議案第２号、１番、仏並町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書５ページ、１番について説明させていただきます。 物件の所在地は、仏並町で、地目は、田１筆、面積は５９８㎡の内、５３２．１９㎡、転用目的、貸し人、貸り人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 申請地は住宅、公共施設等が連担した区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模がおおむね１０ｈａ未満のものであるため、第２種農地と判断されます。 転用目的は露天資材置場への一時転用で、貸り人は土木工事業を営んでおり、和泉市が災害復旧として実施する仏並町急傾斜地崩壊対策工事を請け負い、工事現場からも近く、平地で最適な広さである申請地を、令和７年１月３１日まで賃貸借にて借り受け、単管パイプ１、４５０本、セメント袋１０トン、その他、法面工事用資材などを置くための露天資材置場に一時転用するものです。 続きまして、地区担当の辻林委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。貸し人及び貸り人に確認したところ、申請内容に間違いなく、貸り人は許可後速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可はやむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いします。
友田会長	説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ございませんか。 異議がないということで、議案第２号、１番については許可することを決定いたします。 続きまして、議案書６ページをお願いいたします。 議案第３号、事業計画変更申請の承認について、事業計画変更１件に関する申請を、別表のとおり定めるものいたします。 議案第３号、１番、春木町の物件につきまして事務局から説明願います。
事務局	議案書７ページ、１番について説明させていただきます。 物件の所在地は、春木町で、地目は、田１筆、面積は４３６㎡、転用目的、申請人、当初の許可年月日、変更内容につきましては議案書記載のとおりでございます。 また、今回の変更申請は工期を延長するのみで、転用目的や利用計画については、

	当初の許可内容から変更等はありません。 また、農地基本台帳において小作人の登載はなく、立地基準につきましても、前回と同様、道路、鉄道、河川等、恒久的な施設等に区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が40%を越えるため、第3種農地と判断されます。 続きまして、地区担当の中辻委員から受けました調査結果を報告いたします。 「申請地は令和5年6月に転用許可を取っており、造成工事中の土地となっている。変更内容が、法面の土壌改良検討の遅延による工期の延長であり、転用計画に変更はないため、周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。申請人に確認したところ、申請内容に間違いはないとのことで、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。
	(異議なしの声)
	ありがとうございます。
	異議なしということで、議案第3号、1番については許可することと決定いたします。
	続きまして、議案書8ページをお願いいたします。
	議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画2件を、別表のとおり定めるものいたします。
	議案第4号、1番、小野田町の物件につきまして事務局から説明願います。
事務局	事務局の麓でございます。
	議案書9ページ、1番について説明させていただきます。
	物件の所在地は、小野田町で、地目は、田1筆、面積は624㎡でございます。
	貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。
	また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。
	続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果の報告をいたします。
	「現地確認を行い、野菜栽培及び保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で白菜、ジャガイモなどを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。
	また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。
	以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第４号、１番については許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第４号、２番、国分町の物件について事務局から説明願います。 議案書９ページ、２番について説明させていただきます。 物件の所在地は、国分町で、地目は、田２筆、面積は合わせて５８８㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の井坂常典委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友田会長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第４号、２番については許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案書１０ページをお願いいたします。 議案第５号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１１項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画２件を、別表のとおり要請するものといたします。 議案第５号、１番、三林町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書１１ページ、１番について説明させていただきます。 物件の所在地は、三林町で、地目は、田１筆、面積は４５９㎡でございます。 貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で白菜、

友 田 会 長	タマネギを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
事 務 局	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第5号、1番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案第5号、2番、東阪本町の物件につきまして事務局から説明願います。
友 田 会 長	議案書11ページ、2番について説明させていただきます。 物件の所在地は、東阪本町で、地目は、畑1筆、面積は565㎡でございます。 貸し手、農地中間管理機構、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の西川委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地でナスビとピーマンを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
事 務 局	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第5号、2番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書12ページをお願いいたします。 議案第6号、生産緑地事業計画の決定について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条の規定による事業計画2件を、別表のとおり定めるものといたします。 議案第6号、1番、池田下町の物件につきまして事務局から説明願います。 議案書13ページ、1番について説明させていただきます。

	物件の所在地は、池田下町で、地目は、田 2 筆、面積は合わせて 9 2 5 m²でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。
友 田 会 長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。 異議なしということで、議案第 6 号、1 番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 6 号、2 番、池田下町の物件につきまして事務局から説明願います
事 務 局	議案書 1 3 ページ、2 番について説明させていただきます。 物件の所在地は、池田下町で、地目は、田 1 筆、面積は 1, 1 0 4 m²でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。 また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。 続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果の報告をいたします。 「現地確認を行い、遊休地となっている農地であり、貸し手・借り手に意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。 また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。 以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	事務局の説明が終わりました。 この件について、異議、意見はございませんか。 （異議なしの声） ありがとうございます。

事 務 局	異議なしということで、議案第6号、2番については許可することに決定いたします。 続きまして、議案書14ページをお願いいたします。 議案第7号、農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第38条第1項の規定による意見書を、別紙のとおり提出するものとします。 議案第7号につきましては事務局から説明願います。 議案書15ページについて説明させていただきます。 本件は、先月の農業委員会総会において、若者に農業をやってもらうためにも、ドローンなどの導入費用や免許取得費用を補助してもらえよう、市に要望してほしい旨の話があったことから、事務局において内容を整理したものです。 この意見書については、委員会で承認された場合は農林担当に提出し、令和7年度の農業施策の企画・立案に当たり考慮していただきたいと考えております。 それでは意見書の内容を読み上げさせていただきます。 「令和7年度和泉市農業施策等に関する意見書 令和7年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、和泉市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等について意見書を提出します。 スマート農業の推進について 我が国の農業は、担い手の減少・高齢化の進展による労働力不足が深刻化しており、離農の増加により農業者人口の減少が続く状況下において、どのように農作業の省力化や効率化、経費削減や生産性の向上を図っていくのかが大きな課題となっております。 和泉市においても、担い手の減少や高齢化に対応するため、IT技術やドローン活用等の新技術を積極的に導入・普及推進する施策が重要であると考えておりますので、本市認定農業者を中心とした担い手に対して農作業の省力化に繋がる施策の立案を検討してください。 また、ドローンの活用は、施肥や消毒の作業負担を軽減することが見込まれるなど、限られた労働力を有効活用するための非常に重要なツールになると考えられますが、初期導入費用が高額であるため、機器の購入費や免許取得のための費用に対しての支援も行っていただくよう要望します。」 以上が意見書の内容になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
友 田 会 長	事務局から説明が終わりました。
	この件について、異議、意見はございませんか。
岡 田 委 員	このまま言わせてもらっていいですか。
	ドローンについてなんですけども、そもそも飛んでいい場所とあかん場所というのはもう分かってるんですか。
事 務 局	ドローンにつきましては、航空法という規制があるんですけれども、建物が近いか、電線の近くとか、そういったもの、規制はあると思うんですけれども、この地図上で、今どこがどうというのを、ちょっと事務局は把握してる状態ではありません。

岡田委員	なので、案件ごとに、ここなら飛ばしていいかというのを、飛ばす前に大阪府のほうに、農薬をまく場合でも届出が必要になりますので、そのときに審査が必要になります。
事務局	知り合いの、堺の肥料屋さんが、ドローンの試験散布を自分ところの田んぼでしようとしたら、駄目やったんですよ。 なんで、こういう申請していただくのはありがたいんですけども、いざ申請して、機体だけで、実際飛行不可ということがあったらいけないかと思うんで、ちょっと事前に調べていただけたらいいかなと思います。
友田会長	今回の要望もそうですけれども、どの辺りなら飛ばせるかというところも含めて、農林担当さんのほうには、要望のほうで伝えさせていただこうかと考えております。 そのほか、御意見ないですか。
	今、御意見あったけど、前回のときに、このドローンに対してこういう要望がありまして、皆さんの意見をいただいて、事務局で案を練っていただいたということになっておりますので、今の状態の中では、どうなのかという意見がありますけども、それは、する、せんというのも大変難しい状態でありますけども、これからのスマート農業とか、いろいろな形の中で、やっぱり必要なものかも分かりませんので、意見書を出していくということについては、何ら問題ないと思っております。 その利用に関してはどうなのかという問題はありますが、それはまた意見書を出した後で、農林課と、また予算の関係もいろいろ通ったところで、いろいろありますので、そのときはまたそのときで皆さん方と、農林課も来ていただいて、案を練っていただきたいなと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。 一応そういうことで、意見書を出すことに御意見ございませんね。 (異議なしの声) ということで、意見書は出させていただくことに決定いたします。よろしくお願いいたします。 続きまして、報告案件に移ります。 議案書１６ページ、報告第１号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転４件、賃借権設定１件を、専決により受理しましたので報告いたします。 議案書１７ページを御参照ください。 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 その他何か御質問ありましたらお受けしたいと思うんですけども、いかがですか。 ございませんか。質問がないということで、それでは、これで農業委員会の総会を終了させていただきます。 本当に暑い中、お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

	閉会時間 15 時 10 分 上記会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。 会 長 委 員 委 員
--	---